

旭川市企業情報提供サイト改修等業務
公募型プロポーザル実施要領

旭川市
経済部経済総務課

旭川市企業情報提供サイト改修等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市企業情報提供サイト改修等業務の内容及び同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件並びに審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

地元企業の魅力や求人情報を紹介する企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」、サイト内の求人求職相互利用機能「はたらくあさひかわプラス」及び総合探究型キャリア教育情報サイト「はっちゃんねる」の3サイトの企業情報等をまとめる又は紐づけるなど、求職者や学生などの利用者にとって魅力的で使いやすいサイトにするための改修を行うとともに、同サイトの管理運営を行う。

第2 業務概要

1 業務名 旭川市企業情報提供サイト改修等業務

2 業務内容

上記目的を達成するため、本業務では主として以下の内容を実施する。

(1) サイトの改修

サイト改修に当たっては、契約を締結してから3週間以内に現状のデータを電子媒体(USB等)で提供を行うこととし、次のすべての事項を踏まえた内容で実施すること。

ア 各ページのデザインに一貫性を持たせ、利用者にとって魅力あるデザインとすること。

イ パソコンの他、スマートフォンにも対応させ、スマートフォンで閲覧した場合も最適なレイアウトで表示されるものとする。

ウ 企業ごとに紹介ページ、求人情報、紹介動画をまとめる、若しくは利用者が閲覧しやすいよう各ページを紐付かせること。

エ 企業名や業種等でのサイト内検索がしやすく、利用者が目的のページまでスムーズに辿り着けるような仕組みとすること。

オ 求職者と企業とのマッチング機能及び掲載企業と管理者(本市及び受託者)との連絡機能を使いやすい仕組みとすること。

カ その他、サイト構築に当たっては、旭川市と協議を行ったうえで、現行サイトが有する機能、情報及びリンク等を附帯させることを基本とすること。

キ 改修に当たっては、令和8年2月28日までにテスト運用を完了させることとし、旭川市の確認を経て、令和8年3月31日までにサイトの公開を開始すること。

また、問題が生じた場合、原状回復ができるように随時バックアップ等を行うこと。

ク ステージングを行う際は、現状のサーバーとは別の受託者が管理するサーバーを使用すること。

ケ 改修するサイトに使用するソフトウェア等は、令和8年1月31日時点での最新のバージョンを使用すること。なお、現在の動作環境等については以下のとおり。

(ア) サーバー設定

Webサーバー：Apache/2.4.62 ・PHP：5.6.40 ・Perl：5.14.4

(イ) はたらくあさひかわ

Wordpress 4.5.32 ・DB：MySQL5.5

(ウ) はっちゃんねる

Wordpress 5.6 ・DB：MySQL5.7

(エ) はたらくあさひかわプラス

PHPシステム ・DB：MySQL5.5 ※現在の管理画面は別紙のとおり

(2) サイトの管理運営

サイトの構成及び管理運営方法等については次のとおりとし、改修後についても新たに付加された機能等を除き、次の内容のとおり実施するものとする。

ア 企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」

企業からの掲載希望により、企業の仕事内容や実際に働く人、職場の雰囲気などの紹介記事を掲載するページで1企業1掲載を基本とする。「はたらくあさひかわプラス」のリンクを貼り、求人情報についても掲載する。

(ア) 掲載対象

旭川市内及び周辺8町に本社、支社又は事業所を有する法人及び個人事業主

(イ) 掲載方法

旭川市が提供する入力フォームに沿って、あらかじめ企業が掲載内容を入力する方法によるものとする。

受託者は、記事内容の確認、写真等の配置により紹介ページを作成する。

また、必要に応じて、電話、メール等により企業への聞き取りを行うほか、写真を含めた情報提供等を求めるものとする。

(ウ) 掲載予定件数

新規掲載予定件数は25件を見込むものとする。ただし、掲載内容の変更が生じた場合などに行う随時更新はこれに含まないものとする。

イ 求人求職相互利用機能「はたらくあさひかわプラス」

企業の求人内容を掲載し、企業及び求職者が双方向でコミュニケーションをとることができるページ。全ページ確認可能な旭川市の管理運営用ページ、各企業の管理用ページ及び各求職者用のページを有し、各ページともパスワードによるログイン方式とする。

企業の求人内容及び求職者の情報は、それぞれが入力することとなるが、企業の情報は管理者の承認を経てから公開することとなる。コミュニケーションツールについては、登録者（企業及び求職者）のみ利用を可能とする。

なお、各企業が求人ページの登録、修正を行った際、その内容が迅速かつ確実に旭川市に通知される機能等を有し、承認漏れ等の防止を図るものとする。

ウ 総合探究型キャリア教育情報サイト「はっちゃんねる」

地域の高校のキャリア教育や学生の家庭学習用教材としての活用を通じ、学生の就職や進学等の進路選択に寄与することを目的として、旭川市の統計資料、地域産業の紹介動画や「はたらくあさひかわ」の企業紹介動画等を公開するページ。

掲載内容について、双方協議の上で随時変更が可能なものとするが、「はたらくあさひかわ」の企業紹介動画については、管理者の承認を経ることを前提として、「はたらくあさひかわプラス」の各企業の管理ページを使用し、一般公開・非公開の設定を行うことも可能なものとする。なお、地域産業の紹介動画、「はたらくあさひかわ」の企業紹介動画等は、YouTube上の公開動画をページに埋め込む形で表示する。

エ その他の情報及び関連リンク

令和7年9月末現在の情報を基本として運営を行うが、変更がある場合は双方協議の上決定する。

オ 特集の実施

必要に応じ掲載企業等の特集を行う。

なお、特集の企画及び企業への掲載内容等の確認は旭川市が行う。

カ 登録申請機能等

企業登録フォーム及び一般閲覧可能な企業についての検索機能をサイト上に設置する。なお、必要に応じて検索項目やデザイン等の見直しを行い、検索項目等の修正変更等を行う。

キ WEBサーバー

サーバーとドメインの使用者名義は旭川市とする。

サイトは、旭川市が指定する外部サーバーに設置することとし、旭川市が取得する独自ドメイン（hataraku-asahikawa.jp）を使用すること。

ク アクセス等の各種情報収集

サイト閲覧に関する情報等の収集、分析を行い、旭川市に報告すること。

ケ サイトセキュリティ

サイトの改ざん、求人求職相互利用機能で求職者が登録する個人情報について情報漏洩等がないようセキュリティ対策を実施するとともに、ソフトウェア等については最新のものにアップデートすること。

また、最低、月ごとにバックアップを行い、データを保管すること。

個人情報保護のため、SSLサーバー証明書を導入すること。

コ SEO対策

市内企業の求人検索において、本サイトの検索結果が上位に提示されるようSEO対策を実施すること。

※SEO～Search Engine Optimizationの略。検索エンジン最適化の取組をいう。

サ サイトはサーバー移行可能な形で構築し、令和8年2月末日及び委託期間終了時に、成果品として、その時点でのサイトデータ及び関連データをUSB等の媒体に記録して提出すること。

シ (1) サイトの改修に当たり、10月1日以降の(2) サイトの運営管理に支障を来すことのないようにすること。

ス その他、上記に記載されていない内容等については別途協議の上決定する。

3 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、サイトの運営管理については、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

4 予算総額

この業務に係る予算は、サイトの改修で2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）、サイトの管理運営で950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算に当たっては、それぞれ予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階

旭川市経済部経済総務課雇用労政係

電話 0166-25-7152（直通）

e-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等（建設工事等）の競争入札参加資格における入札参加資格を有し、地域区分が市内（51）又は準市内（53）であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式第1号） 1通
- (2) 提出期限 令和7年6月3日（火）午後5時（期限厳守）
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。
- (5) 留意点

会社概要等のパンフレット等がある場合は併せて提出すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年6月6日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年6月11日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）によること

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年6月17日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 業務委託上の留意事項

1 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により旭川市の承諾を得なければならない。

2 実績報告書等の提出

委託業務完了後には、所定の様式により実績報告書等を旭川市に提出すること。

3 委託費の経理・管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするとともに、事業終了後最低10年間は保存すること。

4 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

5 法令遵守

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、その他関係法令についても遵守すること。

6 違反等があった場合の措置

「第4 参加資格要件」及び契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

7 その他

この委託業務を適切かつ効果的に実施するために、旭川市と常に密接な連携を取ることにする。

第7 企画提案書の作成・提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提出書類

(1) 企画提案書（様式第3号） 9通

ア A4判、片面印刷で10ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。

イ 文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

ウ ステープラー等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。

エ 企画提案は、一企画提案者につき一つ限りとする。

オ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(2) 事業経費見積額積算内訳書 9通

積算内訳書は、第2の4に掲げる「サイトの改修」及び「サイトの管理運営」ごとの内訳がわかるよう記載すること。

2 提出方法等

(1) 提出期限 令和7年6月18日（水） 午後5時（期限厳守）

提出期限内の休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

3 企画提案事項

企画提案は、次の事項について提案することとする。

(1) 事業計画及び全体のスケジュール

(2) 第2に記載する業務内容等に対応する企画内容

(3) 事業の実施体制

(4) 企画提案者の業務実績

(5) 事業経費見積額

4 企画提案書等の著作権の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 旭川市は、公募型プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができるものとする。

(3) 旭川市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第2号）

イ 提出期間 令和7年6月11日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 持参又は電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合、必ず電話で送信した旨を連絡し、担当者に確認すること。

(2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答し、併せて旭川市経済総務課ホームページ上に当該回答内容を公表する。また、回答内容は、実施要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

ホームページURL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

第9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合
- 2 提出書類に虚偽があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5 その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

第10 企画提案書の審査方法

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市企業情報提供サイト改修等業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリングの実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

なお、6者以上の企画提案があった場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行うこともある。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。

ウ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図面や写真を用いた説明用パネル及びプロジェクター等の使用は可能とする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、旭川市で用意するが、パソコン等は持参すること。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。

オ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び特定の対象から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(1) 企画内容に関する項目【配点60点】

ア 各ページのデザインに一貫性があり、総合的に魅力のあるデザインのサイトとなっているか

イ 一企業の企業紹介、求人情報、動画がまとまっている又は分かり易く紐付いているか

ウ 企業名や業種等でのサイト内検索がしやすく、利用者が目的のページまでスムーズにたどり着けるような仕組みとなっているか

エ 求職者と企業とのマッチング機能及び掲載企業と管理者（本市及び受託者）との連絡機能は使いやすい仕組みとなっているか

オ サイトのSEO対策について、市内企業の求人検索において、本サイトの検索結果が上位に掲示されるような計画となっているか

(2) 実施計画に関する項目【配点20点】

ア スケジュールは実現可能かつ実効性の高い内容となっているか

イ 事業経費の積算内容は適切か

(3) 受託者の適正に関する項目【配点20点】

ア 本事業を遂行するのに十分な実績があるか

イ 実施体制は確保されているか

4 受託候補者の特定

(1) 審査点の採点（第一段階）

各委員は、企画提案者ごとに、3の評価基準等に基づき採点し、この点数を当該企画提案者の「審査点」とする。

(2) 順位点の計算（第二段階）

各委員は、別紙「順位点採点表」にて、(1)の「審査点」の高い者から順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とする。

（例 1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点、5位＝5点、6位＝6点）

(3) 評価点の計算（第三段階）

(2)により求められた各委員の「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、この点数の低いものから順に選定者として決定する。なお、同点の場合は、当該同点者に対する各委員の「審査点」の平均点が高いものを上位とする。

(4) 企画提案者が1者のみであり、各委員が採点した「審査点」の平均が6割に満たない場合については、受託候補者の決定を行わないこととする。

第11 審査結果の通知

1 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者にあつては、今後の事務手続の旨

(4) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

2 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し、説明を求めることができる。

(1) 提出期間 1の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）によること。

3 市長は、2の説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

4 受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

第12 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が第9のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、旭川市は催告を要せず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合であっても、旭川市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

- 4 支払条件
一括後払いとする。

第13 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用等、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 参加表明書又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。
- 6 本業務に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は旭川市に帰属する。

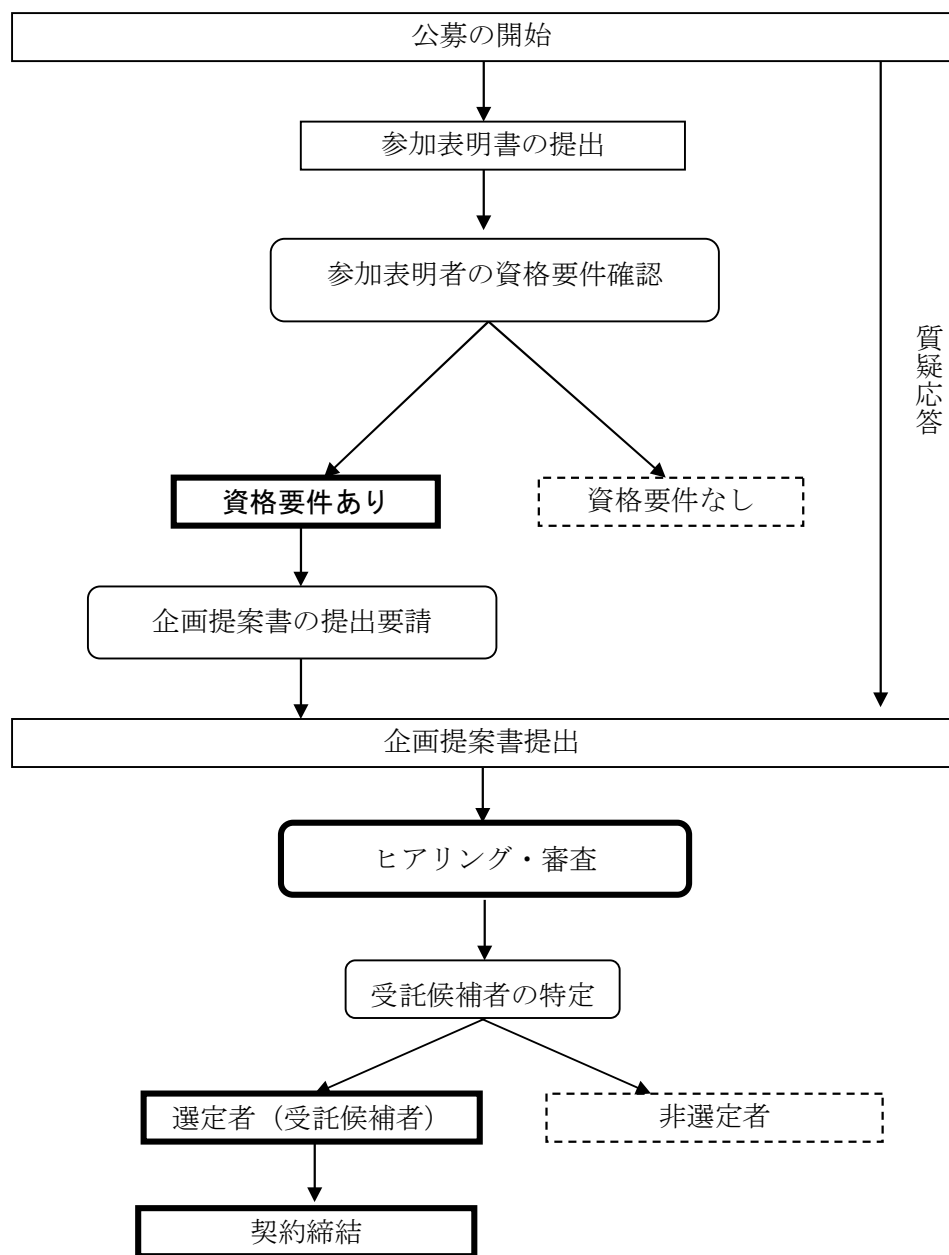
第14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和7年5月13日（火）から令和7年6月3日（火）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和7年6月6日（金）予定
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和7年6月18日（水）まで
ヒアリング	令和7年7月2日（水）予定 （企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和7年7月8日（火）予定
契約締結	令和7年7月下旬 予定

別紙 応募から契約までの流れ（フロー図）

この公募型プロポーザルの応募から契約までの大まかな流れは以下のとおり。



求職者

履歴書

応募

非会員

企業

中途採用求人

お問い合わせ

ニュースの管理

ページの管理

メッセージの管理

DMの管理

システムの設定

ユーザーの設定

求人情報の設定

自動配信メール

パスワードの設定

アカウントロック
設定

ダッシュボード

- 未確認の中途採用求人情報が 件あります
- 仮登録状態の企業が 件 あります。
- 未対応の問い合わせが 件 あります。

ユーザー情報

状態	求職者	企業	説明
総登録数	人	人	ユーザーの総登録数
仮登録	人	人	管理者によるアクティベートが必要なユーザー
利用中	人	人	サービスを利用可能なユーザー
利用不可	人	人	サービスを利用不可能なユーザー（※企業は企業自身が退会操作を行ったユーザーも含む）

求職者の管理

企業の管理

求人情報

未確認の求人情報は必ずご確認ください

中途採用求人

公開	総登録数	下書き	管理者確認待ち	掲載中	公開設定	おすすめ	応募上限	掲載期限切れ	一時取り下げ	削除
一般公開	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

中途求人情報管理